平成２３年（フ）第１１８８号
東京都町田市金森231番地１レオパレス・エキノックスＣ―106
債務者　雨沼　正美
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８１号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺1299番地１　Ｐハウス95―203
債務者　野原　光子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２１８号
沖縄県宜野湾市伊佐２―９―19　トクムラＡＮＮＥＸⅢＢ―10号
債務者　山田　玲奈
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第９１９号
東京都小金井市東町４丁目10番17号サンハイムミネ105
債務者　原　　裕子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１６号
長崎県佐世保市矢峰町252番地１　野寄アパート、旧住所長崎県南松浦郡新上五島町阿瀬津郷660番地24
債務者　中島　央子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
長崎県西海市大島町847番地３、旧住所長崎県松浦市今福町北免2009番地
債務者　眞田　大介
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
長崎県佐世保市瀬戸越４丁目1319番地４　ウイングマンション401、旧住所長崎県佐世保市瀬戸越４丁目1319番地４　ウイングマンション405
債務者　久間　達也
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
釧路市愛国東１丁目35番６号
債務者　宮崎　　正
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後２時　釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１６７号
釧路市愛国東１丁目35番６号
債務者　宮崎美智子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後２時　釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第９４４号
東京都町田市下小山田町2724番地４サングリーン清住Ａ201
債務者　吉井　　剛
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０９２号
東京都昭島市宮沢町１丁目18番１―202号
債務者　佐藤　弘美
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１２０号
東京都町田市上小山田町2915番地１フォーチュネイト２―101
債務者　北村　絹子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２２５号
北海道帯広市西２条南38丁目１番地23、住民票上の住所北海道河東郡士幌町字中士幌西２線72番地58
債務者　比留間　収
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
北海道帯広市西２条南11丁目１番地２　清水ビル401
債務者　岩木　暢幸
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１２９６９号
千葉県東金市殿廻317―14、住民票上の住所千葉県山武郡九十九里町作田564―２
債務者　田川　寿俊
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時　東京地方裁判所民事第20部